

令和8年10月7日

事業者 各位

上天草市長 堀江 隆臣
(公 印 省 略)

質疑回答書

質問書にて質疑のあった事項について、以下のとおり回答します。

No.	質問	回答
1	(質問1) 運転手の評価について (1) 昨年度の実施要領にあった運転士のゴールド免許に関する評価項目を、本年度削除した理由及び決定の経緯を示されたい。 (2) 本年度の書類審査において、提出様式に記載する専属運転手及び交代要員について、運転士個人の事故歴・違反歴を評価対象としていない理由を示されたい。 (3)「貸切バス事業者安全性評価認定制度(セーフティバス)の取り組み状況」(4	(質問1) 運転手の評価について (1)令和8年9月4日に実施した事前説明会でも御説明しましたとおり、「運転予定業務員の無事故無違反での運転履行年数」については、昨年度評価項目として実施したところ、提出書類である運転免許証のみでは客観的かつ適正な評価が困難であること(ゴールド免許であることをもって無事故無違反を担保するものではないこと)、また、自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書等により確認する場合には、取得に関して時間を要することから、事業者の皆様に一定の負担が生じるため、教育委員会で総合的に協議した結果、本年度は評価項目から削除したところです。 (2) 上記(1)の理由を踏まえ、本年度は運転者個人の事故歴及び違反歴については評価項目としておりません。 (3) お見込みとおりです。本項目については、事業者としての安全管理体制や安

点)は事業者単位の評価であり、本業務に実際に乗務する個々の運転士の過去の運転実績とは別の評価要素である、という理解でよいか。 (質問2) 車庫の経過年数について (1)「車庫」とは、事業計画に記載し運輸局の許可又は認可を受けた自動車車庫を指すという理解でよいか。屋根の有無(有蓋・無蓋)は評価に関係するか。 (2)「設置後の経過年数」は、何を起算日として算定するか。運輸局の許可日又は認可日、車庫の使用開始日、建物の建築年月日、その他のいずれかを明示されたい。 (3)「許可等」の「等」には、事業計画変更認可(車庫の新設・増設・移転)を含むか。含む場合、起算日は当該認可日か。 (4)業務に使用予定の車庫が複数ある場合、経過年数はどのように算定するか(平均値か、いずれか一つか)。 (5)経過年数と得点の対応を具体的に示されたい。何年以上で3点、何年以上で2点、何年以上で1点、何年未満で0点となるのか、又はこれと異なる採点方法であればその基準、あわせて、経過年数が長い車庫ほど高得点となるのか、短い車庫ほど高得点となるのかを明示されたい。	全確保に向けた取組状況の評価するものであり、本業務に従事する個々の運転者の運転実績を評価するものではありません。 (質問2) 車庫の経過年数について (1)お見込みのとおりです。また、屋根の有無は、評価項目としておりません。 (2)本項目における設置後の経過年数については、一般貸切旅客自動車運送事業に係る車庫として九州運輸局より許可又は認可を受けた日を基準として算定します。 (3)「許可等」には車庫の新設、増設又は移転に係る認可を含みます。起算日については、お見込みのとおりです。 (4)業務に複数の車庫を使用する場合は、平均値となります。 (5)車庫設置後の経過年数が長いほど評価は高くなります。本項目の具体的な得点区分につきましては、審査における詳細な採点基準に当たるため、他の評価項目と同様、公表しておりません。 なお、審査に当たっては、予め定めた採点基準に基づき、全ての応募事業者について同一の基準により公平・公正に評価
---	---

	(6) 経過年数を証明する書類として何を提出すればよいか。 (7) 車庫の設置後の経過年数が、スクールバス運行の「安全面の取り組み」又は「緊急時の備え」とどのような関係を有するのか。本項目を3点の評価項目として設定した具体的理由を示されたい。 (8) 当社が熊本運輸支局に照会したところ、車庫の設置後の経過年数は輸送の安全に関する審査項目ではないとの回答で	いたします。御理解のいただきますようお願いいたします。 (6) 提出様式に記載しておりますが、車庫の設置後の経過年数については、一般貸切旅客自動車運送事業の事業変更に係る認可書の写しや運輸支局等への許可申請又は認可申請に係る書類その他経過年数を確認できる書類を提出してください。 (7) 本項目は、安全面の取組や緊急時の備えそのものを評価する項目ではなく、安定した運行体制を評価するための指標の一つとして設定したものです。 スクールバス運行業務は、児童生徒の通学手段として継続的かつ安定的に運行されることが重要であることから、本市としては、一般貸切旅客自動車運送事業の許可等を受けた車庫について、継続して運用されてきた実績を一定の評価要素として取り扱うこととしています。 また、安定した運行体制の確保は本業務の遂行において重要な要素の一つであることから、本項目については3点の配点を設定しています。 なお、本項目のみをもって事業者の安全性や業務遂行能力を判断するものではなく、他の評価項目と合わせて総合的に評価することとしております。 (8) 本項目は、法令に定められた安全基準として設定しているものではなく、本市が事業者選定を行うに当たり、安定的
--	---	---

あった。本項目の設定にあたり、運輸支局等に確認したか。確認した場合、その内容を示されたい。 (9) 昨年度の実施要領にあった運転士のゴールド免許に関する評価項目は、事業者からの意見を受けて本年度削除したとの説明があった。この例を踏まえ、本項目についても、合理的な評価根拠を示すことができない場合は削除又は配点の見直しを行う考えがあるか、回答されたい。 (質問3) 車両の確保について (1) 参加申込書類の提出期限時点で、本業務に使用予定の車両を現に確保していることは、参加又は車両関係評価の前提となるか。発注済みであっても、未納車・未登録の車両は「確保済み」と扱うか。	な運行体制を評価するための項目として設定したものです。また、本項目の設定に当たり、熊本運輸支局等へ個別に評価項目の適否について確認を行ったものではありません。 (9) 「運転予定業務員の無事故無違反での運転履行年数」の項目については、事業者からの意見を踏まえて変更したのではなく、質問1(1)に記載の内容を踏まえ、本市において総合的に協議した結果、見直しを行ったものです。 なお、本年度の審査基準につきましては、既に公表しておりますので、公表した内容に基づき審査を実施することとしております。いただいた御意見につきましては、審査基準を検討する際の今後の参考とさせていただきます。 (質問3) 車両の確保について (1) 既存ルートについては、これまでと同様に、事業提案書の提出時点において業務使用予定車両を現に確保していること(車両を納車していること)を要件としております。 一方、学校統合に伴い新たに運行を開始するルートについては、運行に必要な車両台数の増加が見込まれることから、事業者において新たな車両確保が必要となること、また、近年は車両の納期長期化が生じている状況もあることから、業務使用予定車両について、車両購入契約書その他車両の確保及び納車予定時期が確認できる資料の
---	---

	(2) 別紙2の次の各項目について、提出期限時点で「実車を確保済みの場合」と「発注書のみで未納車の場合」を、それぞれ何点として採点するのかを明示されたい。 ① 業務使用予定車両の状況（3点） ② 先進安全自動車（ASV）の導入状況（3点） ③ デジタル式運行記録計及びドライブレコーダーの設置の有無（2点） ④ 予備車両保有の状況（1点）	提出がある場合は、参加を認めることとしております。 なお、本取扱いについては、新規ルート の別紙「審査基準及び審査項目」及び仕様書に記載しております。既存ルート の別紙「審査基準及び審査項目」及び仕様書については従来の取扱いから変更がないため、改めて記載はしていません。 (2) 次のとおり、未納車の場合の車両の評価の考え方について、ご説明します。 ①については、未納車で車検証がない場合、車両の初度登録年月等を客観的に確認することができず、起算日を算定することができないため、評価の対象としません。 ②については、カタログ等により契約車両の標準装備であることが確認できる場合は評価の対象とします。 ③については、②と同様に標準装備であることが確認できる場合は評価の対象とします。 なお、オプション装備については、実際の装着状況が確認できない場合は評価の対象としません。 ④について、代替車両については、複数のルートで重複して配置することを可能としていることから、未納車の車両のみをもって評価を行うケースは多くないものと考えております。 一方で、未納車の車両についても、車両購入契約書その他車両の確保及び納車予定時期が客観的に確認できる資料の提出がある場合は、代替車両として評価の対象とします。
--	--	--

(3) 上記各項目の採点に必要な証拠書類を明示されたい。特に、車検証、売買契約書・リース契約書、メーカーの車両仕様書、装備証明、設置証明等のうち、どの資料をもって得点を認めるのか。 (4) 「業務使用予定車両の状況(3点)」について、新規購入(初度登録年)からの経過年数と得点の対応を、何年で何点となるか具体的に示されたい。 (5) 9月4日の説明会での説明から取扱いを変更する場合は、変更理由、決定時期及び変更後の採点基準を、応募書類提出前に全参加予定者へ同一内容で文書により示されたい。	(3) 証憑書類については、実施要領及び提出様式に記載のとおりです。 なお、各審査項目に関し、実施要領及び提出様式に記載された書類のほか、当該審査項目について客観的な確認又は評価を行う上で有効であると考えられる資料がある場合は、各事業者の判断により添付していただいて差し支えありません。ただし、提出された資料については、審査基準に基づき総合的に確認及び評価を行います。 (4) 質問2(5)と同様に、具体的な得点区分につきましては、本項目に限らず他の評価項目についても個別にはお示しいたしません。御指摘の評価点については、他項目と同様の取り扱いとするため、本項目のみ詳細な採点基準は公表しませんので、御理解くださいますようお願いいたします。 (5) 本プロポーザルに関する条件、審査査準等については、すでに実施要領、仕様書等において公表しておりますので、全ての事業者の皆様に対し同一の内容を周知しているものと考えております。
--	--

※質問については、質問書の内容から体裁、誤字等について、一部修正を行っています。